

# 教育公務員特例法の立法過程に関する研究

## —法案審議過程の検討—

嘉 納 英 明※

A Study on the legislation process of the Law for Special Regulation Concerning Educational Personnel

—An examination of the deliberation process of the bill—

Hideaki KANO

(Received Oct, 12, 1994)

This study is to clarify the legislation process of the Law for Special Regulation Concerning Educational personnel, and, particularly, to extract and readjust the points of issue and question during the deliberation process of the bill.

### I. 本小論の課題

天皇制教学の法制的支柱でありまた教育の最高基準としての位置を占めた「教育勅語」(明治23年)の体制下においては、教員の思想・言論・結社・政治的活動の自由は保障されず、むしろそれら教員の市民的権利にたいしては禁圧的であった<sup>(1)</sup>。それが戦後の憲法・教育基本法制の確立にともない教員政策についても劇的な転換期を迎え制度上大きな展開をみせた。

戦後初期の教員政策は教員の地位・身分保障を至上課題とするものであり教員の市民的権利を保障し教育・研究の自由を認め、教育権の独立を基本的に志向した。そこでその理念を法制度上保障するものとして構想されたのが“教員身分法”であった。ところが同法案は当初の理念の後退・歪小化の過程を経ながら教育公務員特例法(1949年1月12日公布・施行、以下、教特法と略)として結実した。確かに教特法は教育基本法制の一角を担う法律として期待され、また教育基本法とともに「教員」基本法制の中核をなす位置を占めながらも<sup>(2)</sup>、現状維持の読みかえ規定が多く非常に不

完全な規定に終わっているのは<sup>(3)</sup>、そうした立法過程に起因しているからだといえる。しかもすでに教特法案の審議過程において教員の身分・地位あるいは権利をめぐる現況の様々な問題の萌芽が看取できる。それゆえこれらの根本的な問題把握のためにも、まず同法案の審議過程における論点を整理することが重要である<sup>(4)</sup>。

筆者はこれまで戦後初期における教員身分保障制度の形成過程の分析から戦後教育改革の一断面を明らかにする作業を続けてきたが<sup>(5)</sup>、本稿は先に発表した論稿の中で十分論及できなかった教特法の法案審議過程の分析に力点を置き、そこにおける論点と問題点を抽出・整理することを目的としている。

### II. 戦後公務員制度の確立と教特法の成立

1. 教員身分法単独立法構想と公務員制度の確立  
戦後初期における教員の身分保障制度の形成過程に注目すれば、実に興味深い軌跡がみられる。それは、文部省と教員組合との間で締結された労働協約が、教育法規・政策レベルでの法制定作業

※ 沖縄県具志川市立具志川小学校(琉球大学教育学部非常勤講師)

よりも早く新しい教育法秩序を形成していたことである。両者間で締結された協約の内容は、単に教員の労働条件、教養文化・研究・教育の計画のみを協議の対象事項としたのではない。協約は、教員の経済的・社会的・文化的地位全体の向上と保障を図ることをその内容としてもっていただけではなく、教員の政治活動の自由を承認し教員の政治的地位の保障についても労働協約はその機能を果たすことが期待された。そしてなによりも、教員が自らの地位（身分）に関する決定に参加しうる団体交渉権の実質化と行政参加制度の原則が確立されていたことは特筆に値する<sup>(6)</sup>。それゆえ文部省が政令201号（1948.7.31）に基づき一方的に労働協約の締結破棄をするに至るまで現実に協約が機能していたことを考えれば、教員の身分・地位保障制度として果たした労働協約の戦後教育改革期に占める地位は極めて重要であったといわねばならない。

他方、教育立法による法制度確立の動きは、田中文相期以後特に進展した。同文相は教員の地位・権利に関する特別身分保障法（教員身分法）を構想していたが<sup>(7)</sup>、発案当初の教員身分法は、広く教員の地位・権利の保障規定を包括しながらも、当時、高揚しつつあった教育労働運動の規制措置の機能としての「労働三法の適用除外規定」を含んだ二面的性格を合わせもっていた。それが先の労働協約の締結という既成事実は法案中の「適用除外規定」を撤廃させ、教員身分法は名実共に教員の地位・権利の保障を担う積極的な法案としての体裁を整えるのに至った<sup>(8)</sup>。このようにして戦後教員身分保障法制度の形成過程は、労働法による法制度が先行・確立し教育立法による法制度はそれより遅れて教員身分法構想から出発した。ところがそれは直接実定法として結実したわけではない。なぜなら教員身分法の単独立法構想そのものに打撃を与える事態が生じたからである。それは、ブレイン・フーパー（Blaine Hoover）を団長とする対日合衆国人事行政顧問団による公務員制度改革プランであり、直接的には国家公務員法（1947年10月21日公布、以下、国公法と略）の提示によるものであった。

GHQ民政局は、日本官僚機構の民主化と能率化の実現のためには、近代的民主的公務員制度（職

階制、中央人事機関、選抜任用制等）を導入する必要があると考え、顧問団を招聘するが一方の文部省は国公法が一律に学校教員に適用されることについては当初から消極的な姿勢をみせた。それは文部省サイドの次の文書から容易に理解できる。同文書によれば、①教職には独立性が認められるので、組織命令系統を重視する国公法の適用は適当でない、②教育の民主化の観点から教育委員会による人事行政が望ましく、また、大学の場合にはその自治に任せるのが望ましいので、人事院による人事行政は望ましくない、③試験選抜は不適當、④職階に応じた給与表は不適當、⑤教員の本分として必要な積極的規律が必要、⑥教職の特質に鑑み服務規律を厳にする反面、身分保障を積極的に行うこと等を要求し明らかに国公法からの適用除外を求めたのであった<sup>(9)</sup>。しかしながら、官僚機構の民主化政策は進められ国公法はついに成立し教員身分法単独立法構想は断念せざるを得ない状況に追い込まれた。

## 2. 教特法の制定までの経過

教員身分法の単独立法の余地を失った文部省は、国公法附則第13条の規定を根拠として「特例法」の制定へ向けて路線を変更した。

附則第13条 外交官、領事官その他在外職員、学校教員、裁判所の職員、その他の一般職に属する職員に関し、その職務と責任の特殊性に基いて、この法律の特例を要する場合においては、別に法律を以て、これを規定することができる。但し、その特例は、この法律第一条の精神に反するものであってはならない。

文部省は教員の「職務の特殊性」ゆえに一般公務員とは異なる取り扱いが必要であるという認識に立ち「特例法」の成案作業を急いだ<sup>(10)</sup>。そこで1948年6月30日、「教育公務員の任命等に関する法律案」が第2回国会に提出されたが、会期の関係で同案は審議未了となった。ただし、国会は法案の重要性を認め、国会法第47条により継続審議案として第3回臨時国会（1948年10月11日～11月30日）に持ち越された。ところが、その際、同案の母法たる国公法の争議禁止のための改正が行わ

れた。国公法の改正に伴い(1948年12月3日公布)、提出されていた「教育公務員の任命等に関する法律案」にも所要の修正を施す必要が生じ、また一方においては教育の地方分権化をめざす教員委員会法が公布施行され、都道府県及び五大市をはじめその他46市町村においては、教育委員会が成立するに至ったのでこれらとの関係においても同案に若干の修正を必要とした。こうした理由から政府は同案を第3回国会の承諾を得て、12月8日、「教育公務員特例法案」として第4回通常国会に提出したのである。

法案は、12月8日衆議院文部委員会に付託され、9日には参議院の文部委員会に予備審査のための付託がなされた。両院の審議状況をみれば、衆議院においては9日より11日まで政府との間の質疑応答を中心に審議が進み、12日には各派共同の一部修正案が提出されたのち、討論採決に入り、満場一致で議決、同日の本会議で可決された。参議院においても9日より予備審査の形式で12日まで一般質問を中心に審議が行われ、13日には衆議院で修正された法案の送付を得て審議を続行したのち、討論採決を行なったが、共産党の反対者1名を除いた大多数の賛成を得、翌14日本会議で可決をみた。よって本法案は政府原案に衆議院の一部修正案が加えられて国会を通過したのである。かくて成立した教特法は、1949年1月12日法律第1号として公布され、公布の日から施行された。次章では、特に第4回国会衆参両院における法案審議の論点と問題点を指摘したい。

### Ⅲ. 法案審議の論点

第4回通常国会に提出された「教特法案」の審議過程において論点となった主要な箇所は、①学校事務職員「適用」論議、②教員の休職規定、③教育長の選考権、④研究費支給をめぐる論議、以上の4点にまとめられる。

#### 1. 学校事務職員「適用」論議

教特法案の逐条審議を開始した参議院文部委員会において、学校事務職員を教育公務員とした方がよい、との質疑があり、それに対して辻田力政府委員は、「原則としまして教育に直接携わる人、

又それに準ずる人を主としてこの法案の対象として取り上げ(中略)学校の事務職員は教育には勿論関係がありますが、一方においてはいわゆる他の事務職員との関連において事務職員のな面が非常に濃厚であります<sup>41)</sup>」と答え、学校の事務職員に適用する法律としては、国立学校の事務職員の場合は国公法を、また公立学校の事務職員に対しては、立法の予定されている地方公務員法の適用がよいと判断した。ここで、「教育に直接携わる人、又それに準ずる人」というのは、「国立学校及び公立学校の学長、校長(園長を含む)、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員」(教特法第2条第1項)を示し、それらを教育公務員として法定し教特法の適用対象としたのである。

政府委員は学校事務職員が学校教育と一定の関係があることをみとめながらも、他の一般事務職員との「事務職員のな面」が強いとして国家(または地方)公務員法の適用がよいと判断した。この政府の見解に対して「別々な規定の違つた、そういうふうな身分上の点からもやはりどうも仕事の内容が変り、又その職場に不統一が起るんじゃないか<sup>42)</sup>」という危惧が出され、学校運営を円滑にしていくなにも教特法の適用範囲を事務職員までひろげることが適当ではないかという意見も出た。しかし、その意見に対しても政府は、「一般公務員と言いましても、やはりそれぞれの職階を分けて見ますと、その職階の内容、その責任等に応じた適切な措置が公務員法の下に行われるべきだと思いますから、その法の運用でやつた方がいいので、教員というものの方に結び付けて来るということにかなり法律的な無理があるのじゃないか<sup>43)</sup>」と答弁している。

このように審議経過を概観すると政府は、教特法の適用対象は当初から事務職員にまで拡大せず、専ら教育活動に直接関係する教員を中心にその範囲を限定して考えていた。それは教員と事務職員の職務には相違がみられ、それは「教員は被教育者の個性に即し、その完成をめざすものであつて、この点においてサービス供與を主眼とする一般の対人的公務とは性質を異にする」職務性をもつからであるとした<sup>44)</sup>。それゆえ学校事務職員を教育公務員の中に包含しなかったのであり、教

特法の適用外とした。このように一般事務職員と学校事務職員との事務職員のな面だけを取り出して一般法を適用したことは実質的に一般事務職員＝学校事務職員とし、結果的には学校事務職員に固有な職務の特殊性を不明瞭にした<sup>69</sup>。

## 2. 教員の休職規定

教員の休職について規定している条項には、第7条（休職の期間）と第14条（休職の期間及び効果）がある。前者は大学教員の休職について規定し、後者は大学以外の学校教員のそれについて規定している。両条項ともに教員の休職について定めることで教員の身分を保障するものであると解せられるが、両条項の規定内容の相違、特に休職の期間について大学においては大学管理機関が定めるとされたのに対して大学以外の学校教員については、一律に「満2年」と定め、その点が法案審議における論点のひとつになっている。さらに、大学以外の学校教員の休職期間をそもそも「満2年」としたことは妥当であったか、また第14条は結核性疾患のみに適用するのではなく、第7条規定同様、「心身の故障」として他の疾患にも適用するように改正すべきという意見も出された。以下、上記の論点に着目しつつ審議過程に即して考察したい。

辻田力政府委員の説明によれば、大学教員の休職期間については大学管理機関が定める（第7条）としたのは、大学の自治の尊重によるものであるとした<sup>69</sup>。教特法案の提案理由のひとつに、大学の自治と学問の自由の保障が提示されており<sup>70</sup>、したがって「大学の自主性によりまして大学の行政をやるという考えの下に、この休職期間の問題につきましても、大学管理機関において定めることにしてある<sup>69</sup>」というわけである。一方、大学以外の学校教員の場合は、①法律のなかに一律に休職期間を「満2年」と定めたこと、②休職期間を「満2年」としたことは妥当か、③第14条の適用を結核性疾患のみでなく他の疾患に対しても適用すべきではないか、以上の三点が審議における争点となった。

まず第一に、休職期間を法律のなかに（第14条）一律に「満2年」と定めたことは適切な措置であったのかどうかを検討の対象としたい。結論から言

えば、教員の身分を保障するために立法化された教特法の精神に反するものであると言わざるをえない。なぜなら休職期間「満2年」は最高限度であって、最低基準として定められたものではないからである。つまり、「満2年」の休職期間中に治療できない場合は教職を辞さなければならず、同規定が果たして教員の身分保障のために十分であるかどうか疑問視される。したがってこの休職期間「満2年」は最低基準として設定し、最高限度は地方の教育委員会に委ねることが教育の地方分権性をとる教員委員会法（昭和23年7月15日）の精神からも当然に要請できた。法案審議の際、「高等学校以下、これを（休職規定を示す一筆）地方教育委員会の自主性、自立性を重んずれば、地方教員委員会に委せて置いてもよるしい」（河野委員）という意見があったが<sup>71</sup>、これは地方教育委員会の自主性を全面的に尊重する立場にあるもので、法的に最低基準を設定する必要性を説いてはいない。河野意見は地方教育委員会の自主性、自立的判断を重視したもので注目されるが、他方、当時の地方教育財政の貧弱さゆえに、果たして休職中の教員の生活を十分保障することが可能であるのかどうかという意見も出された<sup>72</sup>。それゆえに「満2年」と一律に定められたのである。

第二に、休職期間「満2年」は、妥当な期間であるのかが論点となった。第14条は結核性疾患のため長期の休養を要する場合についてのみ規定されているので、ここでは休職期間「満2年」は結核性疾患のための休職の期間として適当であったかが論点となる。政府は休職期間を「満2年」と定めたのは、医学的根拠にもとづくものであるとした。しかしながら、この休職期間が実質的に最高限度であるためにその期間中に治療できない場合は「首切り」も辞さないことが政府委員の発言より確認できた。

第三に、第14条は結核性疾患のみでなく他の疾患にも適用を拡大すべきという意見が出されたことは<sup>73</sup>、教員の身分保障の本来のあり方を示唆しているもので有益である。大学教員の場合は「心身の故障」ということでひろく休職の適用が考えられるが、大学以外の教員の場合は結核性疾患のみであり<sup>74</sup>、ここに大学教員と大学以外の教員の身分保障上きわめて大きなひらきがある。第14条

規定は結核性の疾患に対してのみ特例が設けられ、大学教員のように「心身の故障」とひろく規定されていないために、大学以外の教員の身分保障は不徹底であったといえる。

### 3. 教育長の選考権

校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校以外の公立学校にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長が行うとされている（教特法第13条第1項）。教育長が選考権者であるとする点に関して審議のなかでも活発な論議を呼んでおり、根本的には同規定と当時の教育委員会法第49条（教育委員会の事務）が矛盾抵触するのではないかということがその論点となっている。以下、具体的にみてみたい。

第49条 教育委員会は左の事務を行う。但し、この場合において教育長に対し、助言と推薦を求めることができる。

五 別に教育公務員の任命等に関して規定する法律の規定に基き、校長及び教員の任命その他の人事に関すること。

六 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員任命その他の人事に関すること。

人事をする以上、選考は当然その中に入るべきであるにもかかわらず、教特法案のなかにわざわざ選考ということだけを教育長が行うとした理由を政府は次のように述べている。第13条では人事に関して任命に至るまでの手続き上のある部面を教育長が行うということであって、任命権者は依然として教育委員会にある、と<sup>64</sup>。このように第13条を規定したのは、人事に関して任命に至るまでの手続き上のある部面を事務局長的な性格をもっている教育長にさせることが事務処理の上から適当であると判断されたため、これが教育委員会のもっている人事権を侵すものではない、と政府は言明している。また政府は教特法第15条で教育委員会が任命権者であると規定しているので、第13条と教育委員会法第49条との間には矛盾はないと述べているが、教育委員会法の立法過程及び教特法成立後の経過をみると、第13条に教

育長が選考権者と規定したことは、教育委員会法の立法意志に反するものとして問題とされなければならない。なぜなら、教育委員会法第49条は原案では、教育長の助言と推薦を求めてやるというのを国会では消極的に「求めることができる」というように修正されたのである。修正された理由は、教育長の権限が増大して、教育委員会がロボットになるというような恐れから修正した、という<sup>65</sup>。このような経過があるにもかかわらずあえて第13条に教育長が選考権者であると規定したことは、教育委員会法原案の修正の意味を無くすものである。さらに、教特法成立後、第15条が削除されたことは、教育長の選考権が重視されたのではないかとも考えられる。

次に、政府見解によれば、選考そのものは事務的な作業であるから、事務局長たる教育長に任せることが教育委員会との権限配分に丁度よいと判断し、また、教育長に選考権を任せることが教育委員会の機能を侵すものではないと考えたために第13条を規定したという<sup>66</sup>。したがって教育委員会が任命権をもっていることが前提となっていて、教育長の選考は任命に至るまでの中間手続きであるといえる。つまり、教育長の選考権が、「教員採用の全過程の一部分でしかないもの<sup>67</sup>」として把握されていたので、教育委員会には教育長の選考に対しては拒否権をもつことも確認されていた<sup>68</sup>。

ところが、教育委員会が任命権者である（第15条）という規定が昭和26年に削除されたため人事に関して教育長の権限が大きくなったのではないかという予測が立てられる。本来なら第13条を削除することが、教育委員会法第49条と教特法第15条の立法意志に沿うものであると解せられるが、教育委員会法第49条を受けて規定された教特法第15条そのものが削除されたのである。教特法は教育委員会法と一体のものとして意味が確認されるのであるから、第15条が削除されたことはきわめて遺憾なことであったと言わねばならない。

さて、教特法第15条が削除されたので、第13条と教育委員会法第49条のどちらが法的に効力があるのかが問われることになる。教特法の制定段階では教育長の選考は任命に至るまでの中間手続きであることが確認されたので、教育委員会法第49条が教特法第13条よりも法的効力があるとみなさ

れる。この点に関し政府委員による刊行物でも「選考権者の行う選考事務は法律上はあくまで手続き上のものであつて、任命権者の任命権を拘束するものではない<sup>65)</sup>」と明確に述べられている。

#### 4. 研究費支給をめぐる論議

法案審議の中で、特に教特法第19条第1項を受けて教育公務員がみずから絶えず研究と修養に努めるために係る経費、いわゆる「研究費<sup>66)</sup>」の支給が議論となった。研究費の概念が、「教員の研究と修養に係る経費」であるという基本的な同意は、政府委員及び他の審議委員の中にも認められた。ところが、ここでいう研究費を直接教員に支給するのか、あるいは又、「学校の中におきまして研究をするため<sup>67)</sup>」に学校単位に支給するのかという支給方法に相違がみられる。前者の見解、つまり、教員に直接研究費を支給することによって教員が研究と修養に励むことができるとする久保委員の主張は、政府が第19条第1項の研修の規定を学校内における研修と狭く解釈していることと対立した。すなわち、久保委員は研究費というものを教員が研究・修養をするために不可欠な図書費等を購入するために支給されるべきものとしてとらえている。これに対して政府は「学校でそれ（図書を示す一筆者）を買つて図書室に備えて行く<sup>68)</sup>」ことが妥当であるとしている。その理由は、①各教員の図書費の算定の困難さ、②図書室に備えるので他の教員も利用できるからであるとする<sup>69)</sup>。このように政府と久保委員の研究費支給の見解に相違がみられたのは、教員の研修制度のとらえ方に帰因するものと考えられる。政府は研修制度のあり方を基本的に二つにとらえ、第一に、第19条第1項から教員の自発的な研修と、もう一つは第19条第2項及び第20条の規定から特定の研修機関<sup>70)</sup>によって特別な方法により行われるものであるとしている。しかも第19条第1項の研修の規定は政府見解によれば、学校内における研修であつて、研究費は図書を購入するためのものであった。また、特定の研究機関において特別な方法により行われる研修、いわゆる行政研修に対して文部省は積極的に推進するつもりでいたのである。

他方、久保委員は「第19条の第1項は、これは

与えられた研修の機会と、それから教育公務員がみずから絶えず研究と修養に努める。その両方を言つたものだ<sup>65)</sup>」と発言しており、発言の後段に自主的な研修形態をみることができ、そこに研究費の直接支給の論拠があるとみて差しつかえない。教員が「みずから絶えず研究と修養に努める」ために特別の経費、研究費を支給すべきとする久保委員の発言は注目されるが、先に述べたように、政府としては教育・研修機関の整備・充実を第一としていたため、教員に直接研究費を支給することは考えていなかった。

さて当時の教育委員会法は財政的基盤が弱いので、教員の研修のために財政的裏づけをつけることができない。そのために同法が財政的に、いわゆる予算の上で完全なものとなるためにも修正する意思があるのかを問われた政府は、研修費も研修制度の確立とともに考え、「教育委員会法の改正については、関係方面と協議の上で、改正について考慮したい<sup>69)</sup>」という姿勢をみせている。また、教特法第20条第4項として研修に要する費用は、国又は地方公共団体において計上しなければならぬという1項を入れていただきたいという要請に「給与等についての関係は、国家公務員法の本則によるということになりましたので、その第3章の研修のなかには研修費に関する点を除いたのでありまして、研修に関する面は別途考究されるべきものである<sup>71)</sup>」とした。

#### IV. 結語

以上、本稿では戦後教育改革期に成立した教特法の法案審議過程における論点と問題点に焦点をあてて考察してきた。これらの考察をまとめてみると次のようにいえる。①学校事務職員は教員が直接教育活動に従事することと異なり「一般の対人的公務・対物的公務」に従事するのであるから教特法の適用外とされた。②大学教員の休職規定は「心身の故障」とし、大学以外の学校教員は「結核性疾患のみ」という法の適用範囲の相違がみられた。それゆえ、大学以外の教員の身分保障は不徹底であった。③教育長の選考権は任命に至るまでの中間手続きの作業であつて、教育委員会は教育長の選考権に拘束されるものではないとされた

が、現状では「選考主体が事実上、任用主体である」ことが報告されている。④文部省は行政研修を重視していたため、教員に直接研究費を支給することは考えていなかった。

こうした論議を踏まえ成立した教特法は、教育公務員にとって最小限不可欠とみられる事項—任命、分限、懲戒、服務及び研修—を規定しているのが特徴的である。教特法の前法的性格を有する教員身分法が、教員の地位・権利の保障と教育権の独立を志向して単独立法構想されていたことを考えれば、教特法はそれらを明確に提示できなかった。だが、教特法は戦後教育基本法制の一角を担う法であることに変わりはない。その意味で教員の地位・権利を保障することが子どもの学習環境を整える教育条件整備の一環にほかならず、究極的には子どもの学習権の本質的保障を促進することができるということを念頭において同法の解釈と運用をしなければならない。

〈注〉

- (1) 平原春好著『日本教育行政研究序説』東京大学出版会、1970年、参照。
- (2) 神田修「教育基本法と教育公務員特例法—『教員』基本法制の意義と課題—」(神田修編『学校教育と教職員の権利』学陽書房、1978年) P210~211。
- (3) 田中二郎「教育基本法の成立事情」(鈴木英一編『教育基本法の制定』学陽書房、1977年) P279~281。
- (4) 本稿Ⅲの法案審議の論点をまとめるにあたり、前掲神田論文、P215、有倉遼吉・天城勲著『教育関係法Ⅱ』日本評論新社、1958年、P384~385を参考にした。
- (5) 拙稿「戦後教育改革における教員身分保障制度成立に関する研究(Ⅰ)—労働協約の締結過程と内容分析を中心に—」(熊本大学教育学部教育制度・学校経営研究室『教育行政学研究』第2号、1993年1月)、「同研究(Ⅱ)—教員身分法制定構想の展開過程を中心に—」(『琉球大学教育学部紀要』第42集Ⅰ、1993年3月)、「同研究(Ⅲ)—教育公務員特例法の制定過程を中心に—」(『琉球大学教育学部紀要』第44集Ⅰ、1994年3月)。
- (6) 前掲「戦後教育改革研究(Ⅰ)」P185。
- (7) 前掲「戦後教育改革研究(Ⅱ)」参照。
- (8) 同上、参照。
- (9) 羽田貫史「教育公務員特例法の成立過程(そのⅢ)」(『福島大学教育学部論集』第37号、1985年) P32~33。
- (10) 教特法制定までの経過については、前掲『教育関係法Ⅱ』を参照にした。
- (11) 『第4回国会参議院文部委員会会議録第2号』1948年12月11日、P1。
- (12) 同上、P2。
- (13) 同上、P1。
- (14) 井手成三著『詳解教育公務員特例法』労働文化社、1949年、P24。
- (15) 学校事務職員の「事務」がそれ自体明確な内容をもつようにみえるが現実にはそうではなく、「学校事務が教育労働として十分その本務を発揮できるよう職務内容の明確化が切望」されている現状とあわせてみれば、今後十分検討を要する点である。坂本重雄「学校職員の労働法上の地位—公立学校事務職員を中心として—」(『季刊教育法』総合労働研究所、1978年) P105~106。
- (16) 前掲『参議院文部委員会会議録第2号』P3。
- (17) 前掲『衆議院文部委員会会議録第2号』1948年12月9日、P4。
- (18) 前掲『参議院文部委員会会議録第2号』P3。
- (19) 井手成三説明員は、大学教員は代替がきかないが大学以下の教員はそれがきくので、休職期間が過ぎても治療できない場合は辞職してもらう、とした。同上、P6。
- (20) 同上、P3。
- (21) 同上、P4。
- (22) 同上、P6。
- (23) 政府は、教特法第14条で結核性疾患のみについて規定した理由を教員の結核り病率が高いからだと説明した。同上、P6。
- (24) 政府は、教員の人事権は教育委員会にあること(教育委員会法第49条)を確認しそれを受けて「公立学校の校長及び教員の任命権は、その校長又は教員の属する学校を所管する教育委員会に属する」(教特法案第15条)が規定された、と答弁した。それゆえ教育長の選

- 考は「任命に至るまでの一つの手続」に過ぎないことを確認している。同上、P5。
- (25) 松本(七)委員は、教育委員会法第49条は「原案では教育長の助言と推薦をもとめてやるというのを、国会では消極的に助言を求めることができる」と修正された経過を述べ、その修正案が通過した理由を水谷(昇)委員は「教育長の権限が増大して、教育委員会がロボットになるというようなおそれから修正した」と答えた。従って教特法第13条の選考権が教育長にあるとしたことは、第49条修正の意味をなくすものとした。前掲『衆議院文部委員会会議録第2号』1948年12月9日、P7～8。
- (26) 井手成三説明員によれば、教育専門職員である教育長が事務的観点から任命の前段階である選考を行ない、教育委員会が任命権をもつものであることを明らかにした選考に対する拒否権を持つものであると答えた。前掲『参議院文部委員会会議録第2号』1948年12月11日、P5。
- (27) 神田修「教員の採用に関する制度的問題—教員の『選考』と『任命権』をめぐって」(『労働法律旬報』1971年5月中旬号) P14。
- (28) 辻田力政府委員は、選考は任命に至るまでの中間の手続きであり、最終的決定権は教育委員会にあると説明した。また井手説明員と同様、委員会には選考に対する拒否権があると明言した。前掲『衆議院文部委員会会議録第2号』1948年12月9日、P8。
- (29) 辻田力著「教育公務員特例法—解説と資料—」時事通信社、1949年、P113。教育委員会法に代わって成立した地教行法の今日、「教育委員会規則ないし訓令といったもので、教師の『任命』等に関する教育委員会の権限を、教育長に委任しないし専決させている」状況もみられ、「選考主体が事実上、任用主体である」ことが指摘されている。神田修・土屋基規編著『教師の採用』有斐閣選書、1984年、参照。
- (30) 『第4回国会衆議院文部委員会会議録第4号』1948年12月11日、P2。
- (31) 同上、P3。
- (32) 同上、P5。
- (33) 同上、P5。
- (34) 政府が研修に要する施設と考えているのは、学校内の研究室、教育研究所、研修所、大学研究室及び図書館、博物館、公民館といった施設である。同上、P2。
- (35) 前掲『衆議院文部委員会会議録第4号』1948年12月11日、P2。
- (36) 前掲『衆議院文部委員会会議録第2号』1948年12月9日、P6。
- (37) 同上、P8。